

栃木県立烏山高等学校通学補助金の概要について

烏山高校に路線バス、ＪＲ等の公共交通機関を利用して通学する生徒の保護者に対し、那須烏山市が通学費の補助を実施します。

1. 補助金の額

通学のために路線バス、ＪＲ等の公共交通機関の定期乗車券を購入した費用で、月額5,000円を超える部分の額を補助します。

2. 補助金の交付申請

- ① 補助金の交付を受けようとする場合には、四半期ごとに烏山高校通学補助金交付申請書（別紙１）及び関係書類を烏山高校に提出してください。
- ② 申請は年４回、７月１５日、１０月１５日、１月１５日及び３月３１日までに、それぞれ有効期限が終了した定期乗車券分についての申請書を提出してください。なお、３月末日までに提出する申請書については、有効期限が終了していない定期乗車券分についても申請してください。
- ③ 当該年度内（３月３１日）までに申請されなかった場合には、補助金を交付できませんのでご注意ください。
- ④ 関係書類として「購入した定期乗車券の写し」及び「振込先通帳の写し（表紙の裏面、口座番号、フリガナが分かる面）」を申請書に添付して提出ください。
- ⑤ 記入誤りがあった場合には、修正液等で消さずに、二重線で訂正して訂正判を押印ください。
- ⑥ 申請者（請求者）と振込口座の口座名義人が異なる場合には、「５ 振込口座」下段の「※委任状」のところに続柄、請求者の記名、押印をお願いします。

3. 補助金の交付決定

- ① 教育委員会において補助金を交付すべきと認めた場合には、申請のあった月に補助金交付決定通知書を作成し、烏山高校を経由して交付申請者あて送付します。
- ② 補助金の交付決定をした翌月には、補助金を交付する予定です。

4. 補助金の返還等

補助金の交付を受けた者が以下に該当する場合には、補助金の全部又は一部を返還してもらう場合があります。

- ① 不正な手段等により補助金の交付を受けた場合
- ② 補助金交付決定の内容及び付した条件に違反した場合
- ③ 那須烏山市教育委員会教育長が特に適当でないと認めた場合

なお、これらに該当した場合には、以後の補助金を受けることができませんのでご注意ください。

5. 個人情報について

補助金の交付申請をされた場合には、生徒名、保護者名、住所等の情報を烏山高校から那須烏山市に提供していただきますのでご了承ください。

なお、個人情報については本補助金の交付事務以外の目的では使用しません。